



産業廃棄物処理施設 設置 許可証
変更

平成25年3月8日

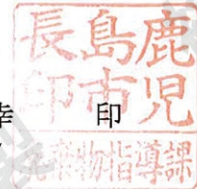
住 所 鹿児島県鹿屋市朝日町7番21号

氏 名 株式会社 カナザワ

代表取締役 金沢 幸一

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条第1項 第15条の2の6第1項 の規定により、設置 の許可を受けた
産業廃棄物処理施設であることを証する。



鹿児島市長 森 博 幸

許可の年月日	平成25年3月8日	許可番号	廃指 第 188 号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	破砕施設(株式会社 新居浜鐵工所製 NS-152FE型) 廃プラスチック類、木くず、がれき類 以上3種類		
設置場所	鹿児島市本城町720番1、720番4、707番1		
処理能力	廃プラスチック類 8.64t/日、木くず 6t/日、 がれき類 16.24t/日		
許可の条件			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合には当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。 		